

福島県パートナーシップ制度と連携して利用できる・しやすくなる行政サービス

市町村名	No.	制度・サービス名	内容	受理証明書等の提示等		問い合わせ先		備考
				必要	不要	担当課	電話番号	
相馬市	1	税関係証明書の交付	同一世帯の場合、委任状がなくても申請・交付の手続きができる。		○	税務課	(税制係) 0244-37-2126	
相馬市	2	税の減免申請	同一世帯の場合、委任状がなくても税の減免申請ができる。		○	税務課	(市民税係) 0244-37-2127 (固定資産税係) 0244-37-2128	
相馬市	3	住民税の申告	同一世帯の場合、委任状がなくても住民税の申告ができる。		○	税務課	(市民税係) 0244-37-2127 (固定資産税係) 0244-37-2128	
相馬市	4	移住支援金	パートナーが同一世帯の場合、世帯員として対象となる。		○	企画政策課 (移住定住総合窓口)	0244-32-1337	
相馬市	5	住民票上の続柄変更	住民登録が同一世帯の場合、住民票等に記載される続柄を「同居人」または「縁故者」から選択できる。	○		市民課	0244-37-2138	・世帯主がパートナーの場合のみ
相馬市	6	市営住宅への入居申込	市営住宅入居要件の一つである同居要件を満たす。所得要件や住宅困窮要件なども満たせば、入居申込みができる	○		建築課	0244-37-2179	
相馬市	7	生涯学習イベント等の申込	保護者情報が必要なイベント申込等について、パートナーの子の保護者として申請できる。		○	生涯学習課	0244-37-2187	
相馬市	8	罹災証明書の申請(火災以外)	被災時に同一世帯の場合、委任状がなくても罹災証明書の申請・交付ができる。		○	地域防災対策室	0244-37-2121	・再交付は、交付時に同一世帯と確認できれば委任状は不要
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
	18							

※ 備考欄の「★」は、これまでも利用できたサービスです。

※ 欄が不足する場合は、追加してください。